

測量、建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格申請の手引き
【個別編】

【令和7・8年定期申請】

飯南町 総務課

入札参加資格の申請について

(1)審査受付期間と送付方法等

区分	受付期間及び申請方法／送付方法
定期 審査	<u>令和6年11月1日(金)～令和7年1月16日(木)まで</u> ※申請日(の基準日)は令和6年11月1日とします。 ■島根県電子調達システム(資格申請システム)により申請 ※申請期間内に資格申請システムによる本登録を完了し、かつ、共通添付書類・個別添付書類の提出が完了していなければなりません。 ※個別添付書類は郵送もしくは持参してください。

(2)入札参加資格に申請できる要件

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ・営業に関し、公官庁の許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていること。
- ・飯南町税の滞納がないこと。
- ・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(3)資格の有効期間

定期審査分 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(4)入札参加資格の認定

今回受付を行った入札参加資格申請については、システム登録内容と送付された添付書類をもとに審査を行い、認定結果はシステムにより「認定完了メール」が送信されますので、メール及びシステムで認定内容を確認してください。(書面による認定通知書は作成しません。)

(5)業務の種類

入札参加資格の認定は、下表の希望する業務ごとに行います。また、**希望する業務の登録の有無、申請日直前3年の各営業年度のいずれかに国・地方公共団体等から直接受注した実績の有無、及び、申請日直前の営業年度に飯南町から直接受注した実績高の入力が可能ですので、該当する項目について入力してください。**

【希望することができる業務の種類一覧表】

希 望 す る 業 務 の 種 類			希 望 す る 業 務 の 種 類		
測 量	測量一般		土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	河川、砂防及び海岸・海洋	
	地図の調整			港湾及び空港	
	航空測量			電力土木	
建 築 コ ン サ ル タ ン ト	建築一般			道路	
	専 門	意匠		鉄道	
		構造		上水道及び工業用水道	
		冷暖房		下水道	
		衛生		農林土木	
		電気		森林土木	
		建築積算		水産土木	
		機械設備積算		廃棄物	
		電気設備積算		造園	
		調査		都市計画及び地方計画	
地 質 調 査		地質			
補償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	土地調査			土質及び基礎	
	土地評価			鋼構造及びコンクリート	
	物件			トンネル	
	機械工作物			施工計画、施工設備及び積算	
	営業補償・特殊補償			建設環境	

(6)個別添付書類

飯南町に申請される場合は、下記の個別添付書類が必要となります。個別添付書類送付票により、書類を封筒に正しく入れたことを送付票で確認し、チェックを記入した送付票を同封のうえ、1部提出してください。また、提出にあたっては送付票の番号順に書類を綴って提出願います。

なお、添付書類はA4サイズのクリアファイルに綴じて提出願います。

【個別添付書類】(○…必須書類、△…該当する場合に提出する書類)

提出書類一覧表

番号	提出書類	法人	個人	作成上の注意
①	個別添付書類送付票(飯南町)	○	○	資格審査システムから出力される用紙
②	申請者側の入力内容確認画面を印刷したもの(写)	○	○	資格申請システムから出力(印刷)したものの写し
③	業務委託高内訳表(様式第3号)	○	○	「別紙のとおり」と記載し、様式の項目を網羅した別紙添付も可
④	業務実績一覧表(様式第4号)	○	○	
⑤	業務履歴書(様式第5号)	○	○	
⑥	委任状(任意様式)	△	△	営業所や支店等に委任する場合は必要
⑦	税の滞納または納税の義務が無い旨の証明書(写し可)(完納証明書)	△	△	<u>飯南町内に本社又は支店等を置く者のみ</u> 「町税の滞納のない証明書」を添付 申請時前、3か月以内に発行された原本又は写し

(7)提出書類の留意事項

- ・資格申請システムから出力されたものに、チェックを記入して送付してください。
- ・営業に必要な許可、認可等を受けていることを証明する書類(写し)
- ・飯南町税納税証明書または、完納証明書(飯南町内に本社又は支店等を置く者のみ、写しでも可)飯南町本庁舎又は各支所窓口か、郵便により証明書を請求し提出してください。
- ・委任状に記載する委任期間は、令和7年4月1日 から 令和9年3月31日まで
- ・委任状の印鑑は、受任者(代理人)の印鑑は契約時に使用する印を押印してください。

【問い合わせ先】

〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名880番地

飯南町総務課

TEL:0854-76-2211 FAX:0854-76-2221

ホームページ:<https://www.iinan.jp/>